

## 平成28年秋の農作業安全確認運動の展開について

近年、農業就業人口が減少する中、農作業死亡事故は350件と高止まって推移している現状を踏まえ、収穫作業の最盛期となる9月、10月を農作業事故対策の重点期間として、関係団体・企業と一体となって「秋の農作業安全確認運動」を展開する。

秋の運動では、地域における関係者が相互に連携協力することで、事故削減の取組をより強力に横展開できる体制づくりを進めるとともに、引き続き多様な視点及び方法による農作業事故対策を推進し、「+安全」の取組や各種啓発資材による注意喚起を行っていく。

### 1. 取組方針

農作業安全確認運動が全国一体となって推進されるよう、重点推進テーマを設定し、運動の浸透・充実を図る。

#### (1) 重点推進テーマ（通年）

「一人一人の安全意識の向上で事故防止」

#### (2) 取組の方向性

##### ① 地域における事故削減の取組の強力な横展開

農業就業人口が減少していく中、農作業死亡事故は350件と高止まって発生し続けていることから、就業人口あたりの死亡者数は年々増加しており、他産業と比較しても高水準となっている。そこで、関係者が相互に連携協力し、地域の実情に応じた事故削減の取組の横展開を図るため、各地方ブロック単位で農作業安全推進ブロック会議を新たに設けることにより、各地域における関係者間の連携体制を確立し、農作業事故の防止を図る。

##### ② 継続して各種取組を実施

###### ア. ポスターの作成、配付

2016年農作業安全ポスターデザインコンテストの農林水産大臣賞受賞作品を運動推進ポスターとして、2万枚を全国の運動参画機関に配付し、農業者の目の付くところへ掲出することにより事故防止の啓発を行う。

###### イ. 多様な視点及び方法による農作業事故対策の推進

労働安全分野の視点や取組等も参考として、これまで実施された調査・分析結果の活用や、各農業者が有するリスクやその対策をまとめた啓発資材等の作成・活用により、農業者への声かけ等全国で効果的な啓発活動を展開する。

また、引き続き、農業女子プロジェクトや関係団体との連携等により、ファッションブルで機能性の高い農作業ウェアや熱中症計等の事故予防に資するグッズの利用推進等を行う。

###### ウ. 「+（プラス）安全」の取組

平成25年から推進している「+（プラス）安全」（農業者が参加する多種多様な会議、集会、講習会、イベント等で安全の話題をプラスしてもらうこと）を更に進め、より多くの農業者への農作業安全の意識定着を図る。

###### エ. 啓発資材による注意喚起

###### (ア) 運動参加機関へ配付

・農作業安全ポスター

※これまで配布してきたステッカー・ポスターについては、引き続き配布の効果について検証し、より効果的な啓発方法について検討する。

###### (イ) 農林水産省ホームページへの掲載

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

- ・対面調査事業で作成したパンフレット、報告書及び啓発用映像
- ・地域全体で安全作業に取り組むための「防ごう！農作業事故 地域活動マニュアル」
- ・万一の事故に備え、加入促進のための「必見！農業者の皆さん 労災保険の加入をご存じですか！！」
- ・その他各種啓発用パンフレット

#### オ. 電気さくにおける安全対策の徹底

平成27年7月に静岡県で発生した電気さくに起因する死傷事案及び緊急的に実施した既設の電気さくにおける安全対策に係る点検結果を踏まえ、電気さくの設置および管理に当たっての安全対策を徹底する。

(各種啓発資材の農林水産省ホームページへの掲載)

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen\\_kakuho\\_20150721.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen_kakuho_20150721.html)

## **2. 展開方法**

全国の行政機関、農機販売店、生産者団体など関係機関の協力を得て、運動推進ポスター等の共通の啓発資材を活用した一体的な取組を実施するとともに、各機関の特性を活かし、取組方針に沿った活動を各々展開する。

## **3. 実施期間**

平成28年9月1日（木）～10月31日（月）（2ヶ月間）

## **4. 進め方**

- ① 参加機関等は、各々活動を展開するとともに、各種啓発資材の活用等により運動を強化。
- ② 期間終了後、事務局において各機関の取組内容や参加農家数等を把握。

## **5. 事務局**

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室（安全指導班）

担当：松田、江頭      電話：03-6744-2111